

久喜市議会
令和7年2月定例会議議案

議 案 目 録

| | | |
|---------|---------------------------------------|----|
| 議案第 70号 | 令和6年度久喜市一般会計補正予算（第10号） について | 1 |
| 議案第 71号 | 令和6年度久喜市一般会計補正予算（第11号） について | 2 |
| 議案第 72号 | 令和6年度久喜市国民健康保険特別会計補正予 算（第5号）について | 3 |
| 議案第 73号 | 令和6年度久喜市介護保険特別会計補正予算 （第4号）について | 4 |
| 議案第 74号 | 令和6年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正 予算（第4号）について | 5 |
| 議案第 75号 | 令和6年度久喜市土地区画整理事業特別会計補 正予算（第3号）について | 6 |
| 議案第 76号 | 令和6年度久喜市下水道事業会計補正予算（第 3号）について | 7 |
| 議案第 77号 | 令和7年度久喜市一般会計予算について | 8 |
| 議案第 78号 | 令和7年度久喜市国民健康保険特別会計予算に ついて | 9 |
| 議案第 79号 | 令和7年度久喜市介護保険特別会計予算につい て | 10 |
| 議案第 80号 | 令和7年度久喜市後期高齢者医療特別会計予算 について | 11 |
| 議案第 81号 | 令和7年度久喜市土地区画整理事業特別会計予 算について | 12 |
| 議案第 82号 | 令和7年度久喜市水道事業会計予算について | 13 |
| 議案第 83号 | 令和7年度久喜市下水道事業会計予算について | 14 |
| 議案第 84号 | 令和7年度久喜市一般会計補正予算（第1号） について | 15 |
| 議案第 85号 | 令和7年度久喜市水道事業会計補正予算（第1 号）について | 16 |
| 議案第 86号 | 久喜市東京理科大学教育振興基金条例を廃止す る条例 | 17 |
| 議案第 87号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整理に関する条例 | 18 |

| | | |
|----------|---|----|
| 議案第 88号 | 久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する 条例の一部を改正する条例 | 21 |
| 議案第 89号 | 久喜市の特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例 | 23 |
| 議案第 90号 | 久喜市職員の特殊勤務手当に関する 条例の一部を改正する条例 | 24 |
| 議案第 91号 | 久喜市の職員等の旅費に関する条例の 一部を改正する条例 | 25 |
| 議案第 92号 | 久喜市消防団条例の一部を改正する 条例 | 32 |
| 議案第 93号 | 久喜市非常勤消防団員に係る退職報 償金の支給に関する条例の一部を改 正する条例 | 33 |
| 議案第 94号 | 久喜市地域医療推進協議会条例を廃 止する条例 | 34 |
| 議案第 95号 | 久喜市国民健康保険税条例の一部を 改正する条例 | 35 |
| 議案第 96号 | 久喜市国民健康保険条例の一部を改 正する条例 | 37 |
| 議案第 97号 | 久喜市総合運動公園施設整備基金条 例 | 38 |
| 議案第 98号 | 久喜市家庭的保育事業等の設備及び 運営に関する基準を定める条例の一 部を改正する条例 | 40 |
| 議案第 99号 | 久喜市乳児等通園支援事業の設備及 び運営に関する基準を定める条例 | 41 |
| 議案第 100号 | 久喜市放課後児童健全育成事業の設 備及び運営に関する基準を定める条 例の一部を改正する条例 | 50 |
| 議案第 101号 | 久喜市道路占用料徴収条例の一部を 改正する条例 | 51 |
| 議案第 102号 | 久喜市手数料条例の一部を改正する 条例 | 52 |
| 議案第 103号 | 久喜市下水道事業の設置等に関する 条例の一部を改正する条例 | 72 |
| 議案第 104号 | 久喜市下水道条例の一部を改正する 条例 | 73 |
| 議案第 105号 | 久喜市立学校設置条例の一部を改 正する条例 | 74 |
| 議案第 106号 | 工事請負契約の締結について（久喜 市栗橋いきいき活動センターしずか 館等解体工事） | 77 |
| 議案第 107号 | 工事請負変更契約の締結について（ （仮称）久喜市新ごみ処理施設整備 運営事業に関する施設整備） | 78 |
| 議案第 108号 | 路線の認定について | 79 |

| | | |
|-----------|--|----|
| 議案第 109 号 | 路線の廃止について | 80 |
| 報告第 25 号 | 専決処分の報告について（器物破損事故による 損害賠償の額を定めること） | 81 |

議案第70号

令和6年度久喜市一般会計補正予算（第10号）について

令和6年度久喜市一般会計補正予算（第10号）を別冊のとおり提出する。

令和7年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 7 1 号

令和 6 年度久喜市一般会計補正予算（第 1 1 号）について

令和6年度久喜市一般会計補正予算(第11号)を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 1 3 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第72号

令和6年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について

令和6年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を別冊のとおり提出する。

令和7年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 73 号

令和 6 年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について

令和6年度久喜市介護保険特別会計補正予算(第4号)を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 13 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 7 4 号

令和 6 年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）について

令和6年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 1 3 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第75号

令和6年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について

令和6年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和7年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第76号

令和6年度久喜市下水道事業会計補正予算（第3号）について

令和6年度久喜市下水道事業会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和7年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 77 号

令和 7 年度久喜市一般会計予算について

令和7年度久喜市一般会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 13 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 78 号

令和 7 年度久喜市国民健康保険特別会計予算について

令和7年度久喜市国民健康保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 13 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 79 号

令和 7 年度久喜市介護保険特別会計予算について

令和7年度久喜市介護保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 1 3 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 80 号

令和 7 年度久喜市後期高齢者医療特別会計予算について

令和7年度久喜市後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 13 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 8 1 号

令和 7 年度久喜市土地区画整理事業特別会計予算について

令和7年度久喜市土地区画整理事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 1 3 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 8 2 号

令和 7 年度久喜市水道事業会計予算について

令和7年度久喜市水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 1 3 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 8 3 号

令和 7 年度久喜市下水道事業会計予算について

令和7年度久喜市下水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 1 3 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 8 4 号

令和 7 年度久喜市一般会計補正予算（第 1 号）について

令和7年度久喜市一般会計補正予算(第1号)を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 1 3 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 8 5 号

令和 7 年度久喜市水道事業会計補正予算（第 1 号）について

令和7年度久喜市水道事業会計補正予算(第1号)を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 1 3 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 86 号

久喜市東京理科大学教育振興基金条例を廃止する条例

久喜市東京理科大学教育振興基金条例(平成28年久喜市条例第37号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

久喜市東京理科大学教育振興基金を廃止するため、この案を提出するものであります。

議案第 87 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(久喜市職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 久喜市職員の分限に関する条例(平成22年久喜市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

(久喜市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 久喜市長及び副市長の給与等に関する条例(平成22年久喜市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第6条の2第3号及び第4号並びに第6条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑以上の刑」に改める。

(久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例(平成22年久喜市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第7条第3号及び第4号並びに第8条第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑以上の刑」に改める。

(久喜市一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 久喜市一般職職員の給与に関する条例(平成22年久喜市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第17条の5第3号及び第4号並びに第17条の6第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑以上の刑」に改める。

(久喜市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正)

第5条 久喜市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成22年久喜市条例第177号)の一部を次のように改正する。

第22条第1項及び第2項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(久喜市普通河川等管理条例の一部改正)

第6条 久喜市普通河川等管理条例(平成22年久喜市条例第198号)の一部を次のように改正する。

第18条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(久喜市消防団条例の一部改正)

第7条 久喜市消防団条例(平成23年久喜市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第5条中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑以上の刑」に改める。

(久喜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第8条 久喜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(平成24年久喜市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑以上の刑」に改める。

(久喜市行政不服審査会条例の一部改正)

第9条 久喜市行政不服審査会条例(平成28年久喜市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第6条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(久喜市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第10条 久喜市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年久喜市条例第5号)の一部を次のように改正する。

附則第3条第4項及び第5項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(久喜市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第11条 久喜市情報公開・個人情報保護審査会条例(令和5年久喜市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第14条及び附則第2条第5項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)の施行の日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、又はなお効力を有することとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、又はなお効力を有することとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せら

れた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(久喜市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部改正に伴う経過措置)

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の久喜市長及び副市長の給与等に関する条例第6条の3第1項第1号、第3条の規定による改正後の久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例第8条第1項第1号及び第4条の規定による改正後の久喜市一般職職員の給与に関する条例第17条の6第1項第1号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

令和7年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

議案第 88 号

久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成22年久喜市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第8条の3第2項中「3歳に満たない子のある職員が」を「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が市規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「第2項」に改める。

第14条第2項第17号を次のように改める。

(17) 0歳から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この号において「対象児童」という。)を養育する職員が、次に掲げる場合において、勤務しないことが相当であると認められるとき一の年において5日(その養育する対象児童が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間

ア 対象児童の看護(負傷し、又は疾病にかかった子の世話をを行うことをいう。)を行う場合

イ 対象児童の疾病の予防を図るために必要なものとして市規則で定める世話をを行う場合

ウ 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市規則で定める事由により対象児童の世話をを行う場合

エ 対象児童の教育又は保育に係る行事のうち市規則で定めるものに参加する場合

第14条第2項第18号中「別に定める」を「市規則で定める」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

職員の育児と仕事の両立支援のための休暇に係る所要の改正をしたいので、こ

の案を提出するものであります。

議案第89号

久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成22年久喜市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「車賃(道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車の利用に係る車賃に限る。)」を「その他の交通費(同条例第12条第1号に規定する運賃に限る。)」に改める。

別表地域医療推進協議会の項を削り、同表小・中学校学区等審議会の項中「小・中学校学区等審議会」を「小学校、中学校及び義務教育学校学区等審議会」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表小・中学校学区等審議会の項の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

旅費制度の改正に伴う旅費種目の変更を行うとともに、非常勤特別職の職の廃止及び名称変更に伴う改正をしたいので、この案を提出するものであります。

議案第90号

久喜市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

久喜市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成22年久喜市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(4) 建築主事手当

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(建築主事手当)

第6条 建築主事手当は、建築主事として市長に任命された職員が建築物の建築等の確認及び検査に関わる業務に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、業務に従事した月1月につき10,000円とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

建築主事の業務に従事する職員に対し特殊勤務手当を支給するため、この案を提出するものであります。

議案第91号

久喜市の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

久喜市の職員等の旅費に関する条例(平成22年久喜市条例第55号)の一部を次のように改正する。

目次を削る。

「第1章 総則」を削る。

第2条第1項第1号を削り、同項第2号中「以下」を「次号において」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「以下」の次に「この号において」を加え、同号を同項第2号とし、同項第4号中「職員については」を「場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)が認める場合には」、「又は居所)」を「、居所その他旅行命令権者が認める場所)」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「配偶者」の次に「(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」を加え、同号を同項第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。)その他の規則で定める者(以下この号において「旅行者等」という。)であって、市と旅行役務提供契約(旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。)を締結したものをいう。

第2条第2項及び第3項を削る。

第3条第1項中「、又は赴任し」を削り、同条第2項第1号中「又は赴任」を削り、「以下」の次に「この号及び第3号並びに次項並びに第18条において」を加え、同項第2号中「又は赴任」を削り、同条第3項中「第4号」を「第3号」に改め、同条第6項中「、第4項及び前項」を「及び前2項」に改め、「(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。)」及び「その出発前に」を削り、「を取消され」を「の変更(取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。)」を受け、「において」を「その他規則で定める場合には」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「なった」を「なる金額又は支出を要する」に、「市長が」を「規則で」に改め、同条第7項中「交通機関等の事故又は」を削り、「市長が定める事情」を「規則で定める事情」に、「市長が定める金額」を「規則で定める金額」に改め、同条に次の1項を加える。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当すべきものとして支払うことができる。

第4条第1項中「任命権者若しくは旅行依頼を行う者又はそれらの委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)」を「旅行命令権者」に改め、「以下」の次に「この条及び次条において」を加え、同条第3項中「を変更(取消しを含む。以下同じ。)する」を「の変更をする」に、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第4項本文中「これを変更する」を「その変更をする」に改め、「以下」の次に「この条において」を加え、「当該旅行に関する事項を記載し、これ」を「規則に定める事項の記載又は記録をし、当該事項」に、「提示し」を「通知し」に改め、同項ただし書中「旅行に関する事項を記載し、これを提示する」を「事項を記載又は記録をする」に改め、同条第5項中「を記載し、これを当該旅行者に提示し」を「の記載又は記録をし」に改め、同条第6項を削る。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に改める。

第6条第1項中「車賃、日当、宿泊料、食卓料、旅行雑費」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費」に改め、同条第2項から第12項までを削る。

第7条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(旅費の計算)」を付し、同条中「最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により」を「旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に定める種目及び第9条から第17条までに規定する内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって」に改め、同条ただし書中「によって旅行し」を「により旅行し」に改める。

第8条から第12条までを削る。

第13条第1項中「するもの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を加え、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に改め、「その旅費」の次に「又は旅費に相当する金額」を加え、「金額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条第3項中「旅行命令権者」を「市長」に改め、同条第4項中「様式、第2項及び前項」を「前2項」に、「市長が」を「規則で」に改め、同条を第8条とし、同条の次に次の5条を加える。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、

次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額(規則に定めがある場合は、その額)とする。
(船賃)

第10条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額(規則に定めがある場合は、その額)とする。
(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払う場合であって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額(規則に定めがある場合は、その額)とする。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、内国旅行にあつては2万7,000円まで、外国旅行にあつては6万5,000円まで、それぞれその範囲内において旅行地の区分及び旅行者の職の区分に応じて規則で定める額(次条において「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。第14条を次のように改める。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から前条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

「第2章 内国旅行の旅費」を削る。

第15条から第21条までを次のように改める。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、内国旅行にあつては一夜当たり2,400円とし、外国旅行にあつては一夜当たり5,400円までの範囲内において旅行地の区分に応じて規則で定める額とする。

(渡航雑費)

第16条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他

外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。

(死亡手当)

第17条 死亡手当は、職員の外国における死亡(第3条第2項第4号に掲げる場合に限る。)に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、93万円とする。

(退職者等の旅費)

第18条 第3条第2項第1号又は第3号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張の例に準じて規則で定めるものとする。

(遺族等の旅費)

第19条 第3条第2項第2号又は第4号の規定により支給する旅費(死亡手当に係るものを除く。)は、出張の例に準じて規則で定めるものとする。

(証人等の旅費)

第20条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、特別の定めがある場合を除くほか、市長が定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第21条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第22条から第26条までを削る。

第3章を削る。

「第4章 雑則」を削る。

第37条第1項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した」を「市以外の者から旅費の支給を受ける」に、「その他当該」を「その他」に、「又は当該」を「又は」に改め、同条を第22条とし、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第23条 市長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則等の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則等の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、市長は、前項に規定する返納に代えて、市長がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、市規則で定める。

第38条中「この」を「この条例に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手続その他この」に、「市規則」を「規則」改め、同条を第24条とする。

別表第1及び別表第2を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の久喜市の職員等の旅費に関する条例(以下この項から附則第4項までにおいて「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後に新条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正前の久喜市の職員等の旅費に関する条例(以下この項及び次項において「旧条例」という。)第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受ける場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

4 新条例第23条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

(久喜市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部改正)

5 久喜市証人等に対する実費弁償に関する条例(平成22年久喜市条例第46号)を次のように改正する。

第2条第1項中「額は」を「額及び支給方法は」に、「に規定する7級以下の職務にある者に支給される旅費に相当する額とする」を「及びこれに基づく規則の規定により一般職の職員に支給する旅費の例による」に改め、同条第3項

を削る。

令和7年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、旅費の支給に関し所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

議案第92号

久喜市消防団条例の一部を改正する条例

久喜市消防団条例(平成23年久喜市条例第33号)の一部を次のように改正する。
別表第1団長の項中「184,000円」を「204,000円」に改め、同表副団長の項中「140,000円」を「160,000円」に改め、同表分団長の項中「109,000円」を「129,000円」に改め、同表副分団長の項中「90,000円」を「110,000円」に改め、同表部長の項中「79,000円」を「99,000円」に改め、同表班長の項中「67,000円」を「87,000円」に改め、同表団員の項中「57,000円」を「77,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

消防団員の処遇改善を図るため、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

議案第93号

久喜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

久喜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(平成24年久喜市条例第15号)の一部を次のように改正する。

「 「

| | | | | | |
|-----|----------|---|----------------|------------|-------|
| 別表中 | 30年以上 | を | 30年以上 35年未満 | 35年以上 | に改める。 |
| | 979,000円 | | 979,000円 | 1,079,000円 | |
| | 909,000円 | | 909,000円 | 1,009,000円 | |
| | 849,000円 | | 849,000円 | 949,000円 | |
| | 809,000円 | | 809,000円 | 909,000円 | |
| | 734,000円 | | 734,000円 | 834,000円 | |
| | 689,000円 | | 689,000円 | 789,000円 | |

」 」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の久喜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

令和7年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、消防団員に係る退職報償金の支給額を改定するため、この案を提出するものであります。

議案第94号

久喜市地域医療推進協議会条例を廃止する条例

久喜市地域医療推進協議会条例(平成22年久喜市条例第246号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

久喜市地域医療推進協議会を廃止するため、この案を提出するものであります。

議案第95号

久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

久喜市国民健康保険税条例(平成22年久喜市条例第64号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。

第3条第1項中「100分の7.77」を「100分の7.81」に改める。

第4条中「3万5,200円」を「3万9,000円」に改める。

第5条中「100分の2.87」を「100分の3.09」に改める。

第6条中「1万4,700円」を「1万6,600円」に改める。

第7条中「100分の2.76」を「100分の2.87」に改める。

第8条中「1万4,100円」を「1万6,200円」に改める。

第20条第1項中「22万円」を「24万円」に改め、同項第1号ア中「2万4,640円」を「2万7,300円」に改め、同号イ中「1万290円」を「1万1,620円」に改め、同号ウ中「9,870円」を「1万1,340円」に改め、同項第2号ア中「1万7,600円」を「1万9,500円」に改め、同号イ中「7,350円」を「8,300円」に改め、同号ウ中「7,050円」を「8,100円」に改め、同項第3号ア中「7,040円」を「7,800円」に改め、同号イ中「2,940円」を「3,320円」に改め、同号ウ中「2,820円」を「3,240円」に改め、同条第2項第1号ア中「5,280円」を「5,850円」に改め、同号イ中「8,800円」を「9,750円」に改め、同号ウ中「14,080円」を「15,600円」に改め、同号エ中「17,600円」を「19,500円」に改め、同項第2号ア中「2,205円」を「2,490円」に改め、同号イ中「3,675円」を「4,150円」に改め、同号ウ中「5,880円」を「6,640円」に改め、同号エ中「7,350円」を「8,300円」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の久喜市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和7年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

国民健康保険税の税額及び賦課限度額について所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

議案第96号

久喜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

久喜市国民健康保険条例(平成22年久喜市条例第142号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「往診料の項注4」を「往診料の項注6」に、「歯科訪問診療料の項注9」を「歯科訪問診療料の項注11」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の久喜市国民健康保険条例第5条第2項の規定は、令和6年6月1日から適用する。

令和7年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

診療報酬の算定方法の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

議案第97号

久喜市総合運動公園施設整備基金条例

(設置)

第1条 総合運動公園の施設整備に要する経費の財源に充てるため、久喜市総合運動公園施設整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額及び前条の目的のための寄附金とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 市長は、総合運動公園の施設整備に要する経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を一般会計歳入歳出予算に計上して処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

総合運動公園の施設整備に要する経費の財源とするため、基金を設置したいので、この案を提出するものであります。

議案第98号

久喜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

久喜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年
久喜市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正
をしたいので、この案を提出するものであります。

議案第99号

久喜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則(第1条-第20条)

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則(第21条)

第2節 一般型乳児等通園支援事業(第22条-第25条)

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業(第26条・第27条)

第3章 雑則(第28条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の16第1項及び第2項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、特別の定めがある場合を除き、法の例による。

(最低基準の目的)

第3条 この条例で定める基準(以下「最低基準」という。)は、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児であって、満3歳に満たない者(法第6条の3第23項に規定する内閣府令で定めるものを除く。以下「利用乳幼児」という。)が、明るく、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「乳児等通園支援事業所」という。)の管理者を含む。以下同じ。)が適切な遊び及び生活の場の提供並びにその保護者との面談及び当該保護者に対する援助(以下「乳児等通園支援」という。)を行うことにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第4条 市長は、久喜市児童福祉審議会条例(平成22年久喜市条例第119号)第1条に規定する久喜市児童福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者(以下「乳児等通園支援事業者」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第5条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者は、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその行う乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な注意を払って設けられなければならない。

7 乳児等通園支援事業者の職員は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団関係者(久喜市暴力団排除条例(平成25年久喜市条例第16号)第3条第2項に規定する暴力団関係者をいう。)であってはならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害対策)

第7条 乳児等通園支援事業所においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項に規定する訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下

この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項に規定する研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第9条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(職員の一般的条件)

第10条 乳児等通園支援事業において利用乳幼児の乳児等通園支援に従事する職員は、健全かつ豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(職員の知識及び技能の向上等)

第11条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研さんに励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得並びにこれらの維持及び向上に努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第12条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ、当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設

備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第13条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第15条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、これらに係る研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所に必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第16条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合(施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。)においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(内部の規程)

第17条 乳児等通園支援事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) その行う乳児等通園支援の内容

(3) 職員の職種、員数及び職務の内容

(4) 乳児等通園支援を行う日及び時間並びに乳児等通園支援を行わない日

(5) 利用乳幼児の保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに当該事業の利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(帳簿)

第18条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第19条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第20条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、当該乳児等通園支援の提供に係る市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第21条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって、次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下この項及び第26条第3号において同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)が当該施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準は次のとおりとする。

(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。

- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児等通園支援室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 乳児等通園支援室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 乳児等通園支援室又は遊戯室には、乳児等通園支援に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、乳児等通園支援室又は遊戯室(以下「乳児等通園支援室等」という。)を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、乳児等通園支援室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。
- ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
- イ 乳児等通園支援室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

| 階 | 区分 | 施設又は設備 |
|----|-----|---|
| 2階 | 常用 | 1 屋内階段 2 屋外階段 |
| | 避難用 | 1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準じる設備 4 屋外階段 |
| 3階 | 常用 | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段 |
| | 避難用 | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準じる設備 3 屋外階段 |

| | | |
|--------|-----|---|
| 4階以上の階 | 常用 | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段 |
| | 避難用 | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から乳児等通園支援室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段 |

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、乳児等通園支援室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。)を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分とが建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 乳児等通園支援事業室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設

けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(職員)

第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下回ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業(以下この号及び次号において「保育所等」という。)とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員(保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。)による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第24条 一般型乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、乳児等通園支援事業を利用する乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じた支援を提供しなければならない。

(保護者との連絡)

第25条 一般型乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 埼玉県児童福祉法施行条例(平成24埼玉県条例第68号)に規定する基準(保育所に係るものに限る。)
- (2) 認定こども園 埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成18年埼玉県条例第67号)に規定する基準
- (3) 家庭的保育事業等を行う事業所 久喜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年久喜市条例第18号)に規定する基準(居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)

(準用)

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、「一般型乳児等通園支援事業者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業者」とする。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、この案を提出するものであります。

議案第100号

久喜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

久喜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年久喜市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項各号列記以外の部分中「修了したもの」の次に「(その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員として業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を修了することを予定している者を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

こども家庭庁が定める放課後児童健全育成事業実施要綱の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

議案第101号

久喜市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

久喜市道路占用料徴収条例(平成22年久喜市条例第196号)の一部を次のように改正する。

第2条中「法第32条」の次に「第1項若しくは第3項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号。以下「電線共同溝整備法」という。)第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項」を、「法第35条」の次に「又は電線共同溝整備法第21条」を加える。

第5条中「占用期間」の次に「(電線共同溝に係る占用料にあっては、電線共同溝整備法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した占有することができる期間(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間)。以下同じ。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

市道に電線共同溝が整備されたことに伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

議案第102号

久喜市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 久喜市手数料条例(平成22年久喜市条例第68号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第12項まで及び第68項」を「第14項まで及び第70項」に改める。

別表第2第1項事務の種別の欄中「次項」を「次項及び第3項」に改め、同項金額の欄ア中「第81項」を「第83項」に、「第87項」を「第90項」に、「7,000円」を「8,000円」に改め、同欄イ中「14,000円」を「20,000円」に改め、同欄ウ中「24,000円」を「34,000円」に改め、同欄エ中「500平方メートル以内」を「300平方メートル以内」に、「31,000円」を「36,000円」に改め、同欄中ケをコとし、クをケとし、キをクとし、カをキとし、オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 39,000円

別表第2第2項中「アからケまで」を「アからコまで」に改め、同表中第100項を第102項とし、第92項から第99項までを2項ずつ繰り下げ、同表第91項事務の種別の欄中「(平成28年国土交通省令第5号)第11条」を「第13条」に改め、同項金額の欄を次のように改める。

申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第30条第1項の認定又は同法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合

(ア) 一戸建ての住宅 2,500円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 11,500円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 26,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 47,000円

(ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ

れ次に定める額

- a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円
- b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
9,500円
- c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
15,500円
- d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
47,000円
- e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
74,500円
- f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
94,000円
- g 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 117,500円

イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

- a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円
- b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

- a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 40,000円
- b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
67,500円
- c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
115,000円
- d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 165,000円

ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

- a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 10,000円
- b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 11,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

- a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円
- b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
33,000円

- c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
60,500円
- d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 91,500円
- エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)に定める基準と同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの
 - (ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
 - a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,500円
 - b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 16,500円
 - (イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
 - a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 29,500円
 - b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
50,000円
 - c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
87,500円
 - d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 128,000円
- オ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
 - (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 133,500円
 - (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
167,000円
 - (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
216,000円
 - (エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
308,000円
 - (オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
379,500円
 - (カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
449,000円
 - (キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 512,000円
- カ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
 - (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 51,000円

- (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
65,000円
- (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
85,500円
- (エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
138,500円
- (オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
181,000円
- (カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
217,500円
- (キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 255,000円

別表第2中第91項を第93項とし、第90項を削り、同表第89項事務の種別の欄中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同項金額の欄中「第87項」を「第90項」に、「イ又はウ」を「イからエまで」に改め、同項を同表第92項とし、同表第88項事務の種別の欄中「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同項金額の欄中「第86項」を「第89項」に、「第35条第1項」を「第30条第1項」に改め、同欄中オをカとし、エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

- (ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
 - a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,500円
 - b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 16,500円
- (イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
 - a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 29,500円
 - b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
50,000円
 - c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
87,500円
 - d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 128,000円

別表第2中第88項を第91項とし、同表第87項事務の種別の欄中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同項金額の欄中「イ又はウ」を「イからエまで」に改め、同欄ア(ア)中「7,000円」を「8,000円」に改め、同欄ア(イ)中「14,000円」を「20,000円」に改め、同欄ア(ウ)中「24,000円」を「34,000円」に改め、同欄ア(エ)中「500平方メ

一メートル以内」を「300平方メートル以内」に、「31,000円」を「36,000円」に改め、同欄中(ケ)を(コ)とし、(ク)を(ケ)とし、(キ)を(ク)とし、(カ)を(キ)とし、(オ)を(カ)とし、(エ)の次に次のように加える。

(オ) 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの
39,000円

別表第2第87項金額の欄中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項ただし書き(同条第2項において準用する場合を含む。)又は同法第12条第2項ただし書き(同条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特定建築行為の場合 申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの((イ)に掲げるものを除く。)

a 一戸建ての住宅 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,000円
床面積の合計が200平方メートル以上のもの 16,000円

b 住宅用途を含む建築物の住宅部分 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 27,000円
床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 43,000円
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 68,000円
床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 88,000円

(イ) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づくものに限る。)

a 一戸建ての住宅 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 7,000円
床面積の合計が200平方メートル以上のもの 8,000円

b 住宅用途を含む建築物の住宅部分 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 13,500円
床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,500円
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 34,000円
床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 44,000円

別表第2中第87項を第90項とし、同表第86項事務の種別の欄中「第34条第1項」を「第29条第1項」に改め、同項金額の欄ア中「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に改め、同欄ア(イ)a中「、第88項ア(イ)及びイ(イ)」を「及びエ(イ)並びに第91項ア(イ)、イ(イ)及びエ(イ)」に改め、同欄中オをカとし、エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 29,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 33,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 59,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
100,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
175,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 256,000円

別表第2中第86項を第89項とし、同表第85項の次に次の1項を加える。

| | | | |
|----|---|------------------------------|---|
| 88 | 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定 | 計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 | 申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額 ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第30条第1項の認定又は同法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合 (ア) 一戸建ての住宅 2,500円 (イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円 b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 11,500円 c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 26,000円 d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 47,000円 (ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に |
|----|---|------------------------------|---|

| | | | |
|--|--|--|---|
| | | | <p>応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 9,500円</p> <p>c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 15,500円</p> <p>d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 47,000円</p> <p>e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 74,500円</p> <p>f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 94,000円</p> <p>g 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 117,500円</p> <p>イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 40,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 67,500円</p> <p>c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 115,000円</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 165,000円</p> |
|--|--|--|---|

| | | | |
|--|--|--|---|
| | | | <p>円</p> <p>ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 10,000円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のも 11,000円</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 33,000円</p> <p>c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 60,500円</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のも 91,500円</p> <p>エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)に定める基準と同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,500円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のも 16,500円</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 29,500円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 50,000円</p> |
|--|--|--|---|

| | | | |
|--|--|--|---|
| | | | <p>c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 87,500円</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 128,000円</p> <p>オ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 133,500円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 167,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 216,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 308,000円</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 379,500円</p> <p>(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 449,000円</p> <p>(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 512,000円</p> <p>カ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 51,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 65,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 85,500円</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方</p> |
|--|--|--|---|

| | | | |
|--|--|--|---|
| | | | メートル以上5,000平方メートル未満のもの 138,500円 (オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 181,000円 (カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 217,500円 (キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 255,000円 |
|--|--|--|---|

別表第2第85項事務の種別の欄中「第12条第1項若しくは第2項」を「第11条第1項」に、「第13条第2項若しくは第3項」を「第12条第2項」に改め、同項金額の欄を次のように改める。

申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第30条第1項の認定又は同法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合

(ア) 一戸建ての住宅 5,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計(市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。以下bからdまで、イ(イ)及びエ(イ)並びに次項ア(イ)、イ(イ)及びエ(イ)並びに第93項ア(イ)、イ(イ)及びエ(イ)において同じ。)が300平方メートル未満のもの 11,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 23,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 52,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 94,000円

(ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 19,000円

c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

31,000円

d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
94,000円

e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
149,000円

f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
188,000円

g 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 235,000円

イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 40,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 44,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 80,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
135,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
230,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 330,000円

ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 38,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
66,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
121,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 183,000円

エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)に定める基準と同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に

適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 29,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 33,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 59,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
100,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
175,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 256,000円

オ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 267,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
334,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
432,000円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
616,000円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
759,000円

(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
898,000円

(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1,024,000円

カ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 102,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
130,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
171,000円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

277,000円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 362,000円

(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 435,000円

(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 510,000円

別表第2中第85項を第87項とし、第84項を第86項とし、同表第83項金額の欄中「第81項」を「第83項」に、「イ又はウ」を「イからエまで」に改め、同項を同表第85項とし、同表第82項金額の欄中「次に掲げる額」を「一の建築物ごとに次に掲げる額」に改め、同欄中オをカとし、エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,500円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 16,500円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 29,500円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 50,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 87,500円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 128,000円

別表第2中第82項を第84項とし、同表第81項金額の欄中「イ又はウ」を「イからエまで」に改め、同欄ア(ア)中「7,000円」を「8,000円」に改め、同欄ア(イ)中「14,000円」を「20,000円」に改め、同欄ア(ウ)中「24,000円」を「34,000円」に改め、同欄ア(エ)中「500平方メートル以内」を「300平方メートル以内」に、「31,000円」を「36,000円」に改め、同欄ア中(ケ)を(コ)とし、(ク)を(ケ)とし、(キ)を(ク)とし、(カ)を(キ)とし、(オ)を(カ)とし、(エ)の次に次のように加える。

(オ) 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 39,000円

別表第2第81項金額の欄中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項ただし書き(同条第2項において準用する場合を含む。)又は同法第12条第2項ただし書

き(同条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特定建築行為の場合 申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの((イ)に掲げるものを除く。)

a 一戸建ての住宅 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,000円 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 16,000円

b 住宅用途を含む建築物の住宅部分 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 27,000円 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 43,000円 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 68,000円 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 88,000円

(イ) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づくものに限る。)

a 一戸建ての住宅 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 7,000円 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 8,000円

b 住宅用途を含む建築物の住宅部分 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 13,500円 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,500円 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 34,000円 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 44,000円

別表第2中第81項を第83項とし、同表第80項金額の欄中「次に掲げる額」を「一の建築物ごとに次に掲げる額」に改め、同欄中オをカとし、エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 29,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 33,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 59,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

100,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
175,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 256,000円

別表第2中第80項を第82項とし、第77項から第79項までを2項ずつ繰り下げ、同表第76項金額の欄中「第74項」を「第76項」に、「イ又はウ」を「イからエまで」に改め、同項を同表第78項とし、第75項を第77項とし、同表第74項金額の欄中「イ又はウ」を「イからエまで」に改め、同欄ア(ア)中「7,000円」を「8,000円」に改め、同欄ア(イ)中「14,000円」を「20,000円」に改め、同欄ア(ウ)中「24,000円」を「34,000円」に改め、同欄ア(エ)中「500平方メートル以内」を「300平方メートル以内」に、「31,000円」を「36,000円」に改め、同欄中(ケ)を(コ)とし、(ク)を(ケ)とし、(キ)を(ク)とし、(カ)を(キ)とし、(オ)を(カ)とし、(エ)の次に次のように加える。

(オ) 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの
39,000円

別表第2第74項金額の欄中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項ただし書き(同条第2項において準用する場合を含む。)又は第12条第2項ただし書き(同条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特定建築行為の場合申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの((イ)に掲げるものを除く。)

a 一戸建ての住宅 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,000円
床面積の合計が200平方メートル以上のもの 16,000円

b 住宅用途を含む建築物の住宅部分 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 27,000円
床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 43,000円
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 68,000円
床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 88,000円

(イ) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づくものに限る。)

a 一戸建ての住宅 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 7,000

円 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 8,000円

- b 住宅用途を含む建築物の住宅部分 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 13,500円 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,500円 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 34,000円 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 44,000円

別表第2中第74項を第76項とし、同表第73項金額の欄ア中「第75項」を「第77項」に改め、同欄ア(イ)中「第76項」を「第78項」に改め、同項を同表第75項とし、第11項から第72項までを2項ずつ繰り下げ、同表第10項金額の欄中「前項金額の欄アからケまで」を「前項金額の欄アからコまで」に改め、同項を同表第12項とし、同表第9項金額の欄エ中「500平方メートル以内」を「300平方メートル以内」に、「31,000円」を「27,000円」に改め、ケをコとし、クをケとし、キをクとし、カをキとし、オをカとし、エの次に次のように加える。
オ 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの
33,000円

別表第2中第9項を第11項とし、第8項を第10項とし、第7項を第9項とし、同項の前に次の1項を加える。

| | | | |
|---|--|---------------------------------------|--|
| 8 | 建築基準法第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく建築物に関する完了検査(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく特定建築行為の場合に限る。) | 要確認特定建築行為又は要通知特定建築行為に係る建築物に関する完了検査手数料 | 第6項金額の欄ア又はイの額(昇降機を含む建築物については、同欄ア又はイの額に前項金額の欄ア又はイの額を加算した額)に、申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に定める額を加算した金額 ア 床面積の合計(市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項並びに第87項ア(ウ)、オ及びカ並びに第88項ア(ウ)、オ及びカにおいて同じ。)が30平方メートル以内のもの 3,000円 イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 5,000円 ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 6,000円 エ 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 7,000円 |
|---|--|---------------------------------------|--|

| | | | |
|--|--|--|---|
| | | | オ 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 8,000円 カ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 11,000円 キ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 16,000円 ク 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 41,000円 ケ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 66,000円 コ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 133,000円 |
|--|--|--|---|

別表第2中第6項を第7項とし、同表第5項中「次項」を「次項及び第8項」に改め、同項金額の欄ア(ア)中「14,000円」を「15,000円」に改め、同欄ア(イ)中「17,000円」を「24,000円」に改め、同欄ア(ウ)中「24,000円」を「34,000円」に改め、同欄ア(エ)中「500平方メートル以内」を「300平方メートル以内」に、「35,000円」を「37,000円」に改め、同欄ア中(ケ)を(コ)とし、(ク)を(ケ)とし、(キ)を(ク)とし、(カ)を(キ)とし、(オ)を(カ)とし、(エ)の次に次のように加える。

(オ) 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの
42,000円

別表第2第5項金額の欄イ(エ)中「500平方メートル以内」を「300平方メートル以内」に、「33,000円」を「28,000円」に改め、同欄イ中(ケ)を(コ)とし、(ク)を(ケ)とし、(キ)を(ク)とし、(カ)を(キ)とし、(オ)を(カ)とし、(エ)の次に次のように加える。

(オ) 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの
36,000円

別表第2中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同表第2項の次に次の1項を加える。

| | | | |
|---|---|--|--|
| 3 | 建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画 | 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為に関する確認申請又は計画通知手数料 | 申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ア 建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に |
|---|---|--|--|

| | | |
|--|--|--|
| <p>の通知に対する審査(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第11条第1項ただし書(同条第2項において準用する場合を含む。))又は同法第12条第2項ただし書(同条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特定建築行為に限る。)</p> | | <p>適合するもの(イに掲げるものを除く。)</p> <p>第1項金額の欄アからコまでの額(昇降機を含む建築物については、前項金額の欄アからエまでの額)に、次に定める額を加算した金額</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,000円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のも 16,000円</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 27,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 43,000円</p> <p>c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 68,000円</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のも 88,000円</p> <p>イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づくものに限る。)</p> <p>第1項金額の欄アからコまでの額(昇降機を含む建築物については、前項金額の欄アからエまでの額)に、次に定める額を加算した金額</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 7,000円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のも 8,000円</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住</p> |
|--|--|--|

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | 宅部分 次に掲げる区分に応じ それぞれ次に定める額 a 床面積の合計が300平方メ ートル未満のもの 13,500円 b 床面積の合計が300平方メ ートル以上2,000平方メ ートル未満のもの 21,500円 c 床面積の合計が2,000平方メ ートル以上5,000平方メ ートル未満のもの 34,000円 d 床面積の合計が5,000平方メ ートル以上のもの 44,000円 |
|--|--|--|--|

第2条 久喜市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1第10項中「若しくは第68条の69第3項第5号イ若しくは第7号イ」を削り、同表第11項中「若しくは第68条の69第3項第6号若しくは第7号ロ」を削る。

別表第2第5項事務の種別の欄中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同項金額の欄イ中「第18条第21項」を「第18条第30項」に改め、同表第6項から第8項までの規定中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同表第9項から第12項までの規定中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改め、同表第13項中「第18条第24項第1号若しくは第2号」を「第18条第38項第1号若しくは第2号」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の久喜市手数料条例(次項において「新条例」という。)別表第2第1項(次項に掲げるものを除く。)、第2項(金額の欄アの規定に限る。)、第76項、第83項、第87項及び第90項の規定は、この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表第2第1項(建築物の計画の変更に係るものに限る。)、第2項(金額の欄イ及びウの規定に限る。)、第6項、第8項、第11項、第12項、第78項、第85項及び第92項の規定は、施行日以後に建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事に着手するものに関する申請に係る手数料について適用し、施行日前に建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事に着手するものに関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

令和7年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

議案第103号

久喜市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

久喜市下水道事業の設置等に関する条例(平成28年久喜市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「3,643.2ヘクタール」を「3,884.3ヘクタール」に改め、同条第3項中「121,010人」を「100,800人」に改め、同条第4項中「80,120立方メートル」を「56,430立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

埼玉県の中川流域別下水道整備総合計画等の見直しに伴い、公共下水道事業の排水区域面積等について、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

議案第104号

久喜市下水道条例の一部を改正する条例

久喜市下水道条例(平成22年久喜市条例第213号)の一部を次のように改正する。
第10条第1項第10号中「法第6条第4号」を「法第6条第5号」に、「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

下水道法及び下水道法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

議案第105号

久喜市立学校設置条例の一部を改正する条例

久喜市立学校設置条例(平成22年久喜市条例第86号)の一部を次のように改正する。

第1条中「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

第2条中「別表第1及び別表第2」を「別表第1から別表第3まで」に改める。

別表第1久喜市立鷺宮小学校の項及び久喜市立上内小学校の項を削る。

別表第2久喜市立鷺宮西中学校の項を削る。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3(第2条関係)

義務教育学校

| 名称 | 位置 |
|-------------|-------------|
| 久喜市立鷺宮西小中学校 | 久喜市上内1797番地 |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第1久喜市立上内小学校の項を削る改正規定及び附則第5項の規定は、令和7年5月1日から施行する。
(久喜市障がい児就学支援委員会条例の一部改正)
- 2 久喜市障がい児就学支援委員会条例(平成22年久喜市条例第88号)の一部を次のように改正する。
第2条第1号中「小学校又は中学校」を「小学校、中学校又は義務教育学校」に改める。
第3条第4項中「市内各小中学校」を「市立の小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。
(久喜市学校給食審議会条例の一部改正)
- 3 久喜市学校給食審議会条例(平成22年久喜市条例第94号)の一部を次のように改正する。
第2条第2項第2号中「小・中学校長」を「小学校、中学校及び義務教育学校の校長」に改め、同項第3号中「小・中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校の」に改める。
(久喜市立学校給食センター条例の一部改正)
- 4 久喜市立学校給食センター条例(平成22年久喜市条例第95号)の一部を次のよ

うに改正する。

第1条中「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

第4条中「小・中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。
(久喜市放課後児童クラブ条例の一部改正)

- 5 久喜市放課後児童クラブ条例(平成22年久喜市条例第122号)の一部を次のように改正する。

別表第1久喜市立上内学童クラブの項を削る。

- 6 久喜市放課後児童クラブ条例の一部を次のように改正する。

第1条中「久喜市立小学校」の次に「又は義務教育学校(前期課程に限る。)(第6条において「小学校」という。)」を加える。

第6条第1号中「久喜市立の」を削る。

別表第1久喜市立鷲宮学童クラブの項を削り、同表に次のように加える。

| | | |
|--------------|-------------|------|
| 久喜市立鷲宮西学童クラブ | 久喜市上内1797番地 | 110人 |
|--------------|-------------|------|

(久喜市立小・中学校学区等審議会条例の一部改正)

- 7 久喜市立小・中学校学区等審議会条例(平成22年久喜市条例第244号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校学区等審議会条例

第1条及び第2条中「小・中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

第4条第3号中「小・中学校長」を「小学校、中学校及び義務教育学校の校長」に改める。

(久喜市立小・中学校学区等審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の久喜市立小・中学校学区等審議会条例第4条の規定により委嘱されている久喜市立小・中学校学区等審議会委員(以下この項において「旧委員」という。)は、前項の規定による改正後の久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校学区等審議会条例(以下この項において「新条例」という。)第4条の規定により委嘱された久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校学区等審議会委員とみなす。この場合において、委嘱されたものとみなされる者の任期は、新条例第5条の規定にかかわらず、同日における旧委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(久喜市教育振興基本計画策定委員会条例の一部改正)

- 9 久喜市教育振興基本計画策定委員会条例(平成24年久喜市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「市立幼稚園長及び小・中学校長」を「市立幼稚園長並びに小

学校、中学校及び義務教育学校の校長」に改め、同条第4号中「小・中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校の」に改める。

(久喜市暴力団排除条例の一部改正)

- 10 久喜市暴力団排除条例(平成25年久喜市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第13条中「中学校」の次に「及び義務教育学校(後期課程に限る。)」を加える。

(久喜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

- 11 久喜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年久喜市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「小学校」の次に「及び義務教育学校(前期課程に限る。)(第11条及び第27条第3項において「小学校」という。)」を加える。

(久喜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

- 12 久喜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年久喜市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「小学校」の次に「又は義務教育学校(前期課程に限る。)(第18条及び第20条において「小学校」という。)」を加える。

令和7年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

久喜市立小・中学校の統廃合及び義務教育学校の設置に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

議案第106号

工事請負契約の締結について（久喜市栗橋いきいき活動センターしずか館等解体工事）

次のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 久喜市栗橋いきいき活動センターしずか館等解体工事 |
| 2 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 | 契約金額 | 666,600,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 埼玉県久喜市下早見1591番地 株式会社河野解体工業 代表取締役 河野 富美男 |

令和7年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

久喜市栗橋いきいき活動センターしずか館等解体工事の請負契約を締結したいので、久喜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものであります。

議案第107号

工事請負変更契約の締結について（（仮称）久喜市新ごみ処理施設整備運営事業に関する施設整備）

次のとおり工事請負変更契約を締結することについて、議決を求める。

- | | |
|-------------|--|
| 1 契約の目的 | （仮称）久喜市新ごみ処理施設整備運営事業に関する施設整備 |
| 2 変更請負金額 | 31,354,302,320円 |
| 3 今回変更による増額 | 3,679,974,320円 |
| 4 契約の相手方 | カナデビア・五洋建設・川崎技研特定建設工事共同企業体 代表構成員 東京都品川区南大井六丁目26番3号 カナデビア株式会社 東京本社 環境営業統括部長 金谷孝之 |

令和7年2月13日提出

久喜市長 梅田修一

提案理由

（仮称）久喜市新ごみ処理施設整備運営事業に関する施設整備の請負変更契約を締結したいので、久喜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものであります。

議案第108号

路線の認定について

次のとおり市道路線を認定することについて、議決を求める。

| 路線名 | 起 点 | 終 点 | 主要な 経過地 |
|----------|-----------|-----------|------------|
| 久喜2591号線 | 久喜市上町 | 久喜市上町 | |
| 久喜4397号線 | 久喜市本町八丁目 | 久喜市本町八丁目 | |
| 久喜8318号線 | 久喜市吉羽 | 久喜市吉羽 | |
| 久喜8319号線 | 久喜市吉羽 | 久喜市吉羽 | |
| 久喜9469号線 | 久喜市吉羽 | 久喜市西 | |
| 菖蒲82号線 | 久喜市菖蒲町下栢間 | 久喜市菖蒲町下栢間 | |
| 栗橋280号線 | 久喜市栗橋北一丁目 | 久喜市栗橋北一丁目 | |
| 栗橋281号線 | 久喜市栗橋北二丁目 | 久喜市栗橋北二丁目 | |
| 栗橋282号線 | 久喜市栗橋北二丁目 | 久喜市栗橋北二丁目 | |
| 栗橋283号線 | 久喜市栗橋北二丁目 | 久喜市栗橋北二丁目 | |
| 栗橋381号線 | 久喜市小右衛門 | 久喜市小右衛門 | |
| 栗橋2141号線 | 久喜市伊坂南一丁目 | 久喜市伊坂南一丁目 | |
| 栗橋2142号線 | 久喜市伊坂南二丁目 | 久喜市伊坂南二丁目 | |
| 栗橋2143号線 | 久喜市伊坂南一丁目 | 久喜市伊坂南一丁目 | |
| 鷺宮1589号線 | 久喜市東大輪 | 久喜市東大輪 | |
| 鷺宮1590号線 | 久喜市鷺宮六丁目 | 久喜市鷺宮六丁目 | |
| 鷺宮1591号線 | 久喜市鷺宮 | 久喜市鷺宮 | |
| 鷺宮1592号線 | 久喜市上内 | 久喜市上内 | |
| 鷺宮1593号線 | 久喜市西大輪 | 久喜市西大輪 | |

令和7年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

市道として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出するものであります。

議案第109号

路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止することについて、議決を求める。

| 路線名 | 起 点 | 終 点 | 主要な 経過地 |
|----------|-----------|-----------|------------|
| 久喜6123号線 | 久喜市下早見 | 久喜市下早見 | |
| 菖蒲1478号線 | 久喜市菖蒲町三箇 | 久喜市菖蒲町三箇 | |
| 菖蒲1479号線 | 久喜市菖蒲町三箇 | 久喜市菖蒲町三箇 | |
| 菖蒲1516号線 | 久喜市菖蒲町三箇 | 久喜市菖蒲町三箇 | |
| 菖蒲1868号線 | 久喜市菖蒲町三箇 | 久喜市菖蒲町三箇 | |
| 栗橋24号線 | 久喜市栗橋北一丁目 | 久喜市栗橋北一丁目 | |
| 栗橋611号線 | 久喜市高柳 | 久喜市高柳 | |
| 栗橋612号線 | 久喜市高柳 | 久喜市高柳 | |
| 栗橋624号線 | 久喜市高柳 | 久喜市高柳 | |

令和7年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

市道としての機能が失われたため廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

報告第25号

専決処分の報告について（器物破損事故による損害賠償の額を定めること）

器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和7年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

専 決 処 分 書

次のとおり器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 損害賠償額 255,860 円
- 2 相手方 ○○○○○○○○○○○
○ ○ ○ ○

3 事故の概要

令和6年11月22日午前10時30分頃、久喜市立本町小学校敷地内において、ボランティア団体が樹木の伐採を行っていたところ、伐採した樹木が倒れ、相手方宅のカーポート及びフェンスを破損した。

令和6年12月25日

久喜市長 梅 田 修 一